

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

労働者派遣法第23条第5項に基づき、マージン率等について公開します。

(2025年6月現在)

1・派遣労働者の数	:	6人
2・派遣先の数	:	3社
3・派遣料金の平均額 (1日8時間当たりの平均)	:	35,704 円
4・派遣労働者の賃金平均額 (1日8時間当たりの平均)	:	24,408 円
5・マージン率 (小数点第2位以下を四捨五入) (計算式)	:	31.6 %
マージン率	=	$\frac{3 \cdot \text{派遣料金の平均額} - 4 \cdot \text{派遣労働者の賃金平均額}}{3 \cdot \text{派遣料金の平均額}} \times 100$

6・マージン率に含まれる費用

- 事業主として負担すべき社会保険料、労働保険料
- 派遣労働者が取得する有給休暇、夏季休暇、年末年始休暇、慶弔休暇等の特別休暇に充当した費用
- 定期健康診断の受診費用
- 社員募集にかかる求人媒体費
- 営業、管理、採用活動等、事業運営にあたる労働者的人件費
- オフィス賃借料、通信費等の諸費用
- 資格取得支援及び教育研修費用

7・教育訓練に関する事項

- ビジネスマナー研修
- Java研修
- 階層別研修
- 個人情報保護、品質、情報セキュリティ研修

8・その他

関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生施設、その他のサービスの利用
(社会保険加入者のみ)

9・労使協定の締結

範囲 : 派遣先で業務に従事する従業員
有効期間 : 2025年6月1日 ~ 2026年5月31日